

大 阪 市 監 査 委 員 金 沢 一 博
同 有 本 純 子
同 阪 井 千 鶴 子
大阪市監査委員職務執行者 高 橋 敏 朗

平成25年度出資団体監査結果報告の公表

(株式会社 大阪メトロサービス)

第 1 監査の概要

1 監査の対象

株式会社 大阪メトロサービス

(当該団体の事業に係る所管局の事務を含む。)

2 監査の目的と範囲

今回の監査は、株式会社大阪メトロサービスにおける出納その他の事務及び当該団体の事業に係る所管局の事務が、関係法令等にのっとり適正に行われているかという観点から、主として平成24年度分について、次の着眼点及び方法により実施した。

3 監査の主な着眼点及びリスク

(1) 監査の主な着眼点

- ア 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。
- イ 計算書類は法令等に準拠して作成されているか。
- ウ 事業成績、財政状況は適正に計算書類に表示されているか。
- エ 経営成績及び財政状態並びに各事業の損益は良好か。
- オ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。
- カ 団体の自立的な運営が可能な体制となっているか。
- キ 出資財産は有効かつ効率的に活用されているか。
- ク 経済性・効率性・有効性の観点で事業が行われているか。
- ケ 情報システムによる全般統制は適切か。
- コ 所管局である交通局は団体に対して適切な指導監督を行っているか。
- サ 前回の監査における指摘及び意見について改善されているか。

(2) 個別に検討を要するリスク

- ア 経営改善に向けた中期計画の策定及び達成状況の管理が十分になされないことにより、経営状態が悪化し、利害関係者が不測の損害を被るリスク
- イ 所管局との取引に関する業務委託契約事務が適切になされないことにより、契約額において経済性を確保できないリスク
- ウ 乗車券事業、地下鉄駅運輸事業における現金等の管理が不十分であ

ることにより、現金等の不適切な取扱い等がなされるリスク

4 監査の実施方法

財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。監査の実施に際しては、前記の合规性の観点から検証するとともに、経済性・効率性・有効性の観点にも留意しつつ監査を実施した。

個別に検討を要するリスクに対応する手続を表－1 のとおり設定した。

表－1 個別に検討を要するリスクとリスクに対応する手続

個別に検討を要するリスク	リスクに対応する手続
経営改善に向けた中期計画の策定及び達成状況の管理が十分になされないことにより、経営状態が悪化し、利害関係者が不測の損害を被るリスク	中長期計画を入手し、内容につき分析及びインタビューを実施するとともに、中長期計画と実際に行っている事業内容、決算状況等との整合性や進捗状況などを検証し、その達成状況に応じて、見直しへ向けた検討を実施しているか説明を聴取し確認する。
所管局との取引に関する業務委託契約事務が適切になされないことにより、契約額において経済性を確保できないリスク	サンプル取引を抽出し、手続の妥当性、随意契約の合理性など適切に検討されているか、などについて、関連資料を閲覧し確認する。
乗車券事業、地下鉄駅運輸事業における現金等の管理が不十分であることにより、現金等の不適切な取扱い等がなされるリスク	定期券発売所、駅案内コーナー等の現金等を保有している部門において質問、観察、実査等によりその管理状況の妥当性を確認する。

5 監査の期間

平成25年 9 月25日から同年10月18日まで

第2 団体の概要

1 設立年月日

平成18年11月29日

2 資本金

5,000万円（全額本市出資）

3 設立目的

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 大阪市営交通事業に係る次に掲げる事項
 - ア 各種乗車券類の発売
 - イ 遺留品取扱
 - ウ 建物施設等の維持管理及び環境整備
- (2) 大阪市営交通事業のうち、地下鉄事業、ニュートラム事業に係る次に掲げる業務
 - ア 営業施設等の維持管理及び環境整備
 - イ 車両の整備
 - ウ 駅運輸業務
- (3) 食料品、酒類、たばこ、新聞書籍類等の販売
- (4) 宝くじ、郵便切手、印紙の売りさばき
- (5) 医薬品の販売
- (6) コインロッカー、自動写真撮影機の運営並びにたばこ及び飲料自動販売機の管理
- (7) 飲食店、書店、写真店及びコンビニエンスストアの経営
- (8) 公共交通機関にかかる乗客の利便・サービス事業の企画開発
- (9) O S A K A P i T a P a カードの発行及び利用促進
- (10) 広告の企画、立案、制作、セールスプロモーションの企画
- (11) 広告掲示案内業務
- (12) 各種情報の提供サービス
- (13) 各種イベント券の販売及びイベントの企画、制作
- (14) ガス、電気及び通信等の公共料金収納代行
- (15) 電子機器の販売及びリース
- (16) 都市交通に関する調査、研究等業務
- (17) 都市交通事業施設の維持管理、環境整備及び安全対策に関する業務
- (18) 都市交通事業施設に係る設計及び工事の監理監督等業務
- (19) 損害保険代理業務及び生命保険募集に係る業務
- (20) 不動産の管理運營業務
- (21) 前各号に付帯する一切の業務

4 主な事業

- (1) 大阪市営交通事業に係る各種乗車券類の発売、遺留品取扱及び地下鉄事業に係る駅運輸業務
- (2) O S A K A P i T a P a カードの発行及び利用促進
- (3) 広告の企画、立案、制作及びセールスプロモーションの企画
- (4) 不動産の管理運營業務、損害保険及び生命保険代理店業務、並びに都市交通に関する調査・研究等業務

5 役員数及び従業員数の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
取締役	(0 名) 3 名	(0 名) 3 名	(0 名) 3 名	(0 名) 3 名	(1 名) 4 名
監査役	(1 名) 1 名	(1 名) 1 名	(1 名) 1 名	(1 名) 1 名	(1 名) 1 名
従業員	260名	264名	217名	336名	241名

(注) 1 取締役、監査役の上段括弧は非常勤で内数。

2 平成21年度から平成24年度までは3月31日時点、平成25年度は9月30日時点の人数を記載している。

3 平成24年度における従業員増加の主な要因は、平成24年4月に交通サービス株式会社を吸収合併したことによる増加である。

6 決算状況等の分析

(1) 決算状況

平成24年度の貸借対照表及び損益計算書は、表－1、表－2のとおりである。なお、表－1、表－2については、本法人の決算諸表を転載している。

表－1

貸 借 対 照 表

平成25年3月31日 現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【1,888,555,502】	【流動負債】	【593,296,414】
現金及び預金	1,547,070,759	買掛金	420,077,725
受取手形	1,278,480	未払金	128,749,849
売掛金	120,836,715	未払費用	15,813,468
未収金	83,471,127	リース債務	5,115,600
未収法人税等	28,266,517	前受金	16,028,316
未収消費税等	43,406,000	預り金	7,511,456
有価証券	40,000,000		
貯蔵品	4,264,406	【固定負債】	【270,292,779】
前払費用	4,254,709	預り保証金	28,718,124
前払金	11,183,550	退職給付引当金	81,329,345
立替金	4,923,233	長期リース債務	15,604,050
貸倒引当金	△400,000	その他固定負債	144,641,260
【固定資産】	【429,032,511】		
(有形固定資産)	(298,576,862)	負債合計	863,589,193
建物	97,114,775		
建物付属設備	33,103,087		
構築物	179,340,132		
機械装置	361,787		
器具備品	79,814,153		
リース資産	24,360,000		
減価償却累計額	△115,517,072		
		純資産の部	
(無形固定資産)	(39,596,818)	【株主資本】	【1,453,998,820】
電話加入権	2,337,808	(資本金)	(50,000,000)
ソフトウェア	36,996,453	(資本剰余金)	(871,711,220)
その他無形固定資産	262,558	資本準備金	692,000,000
		その他資本剰余金	179,711,220
(投資・その他の資産)	(90,858,831)	(利益剰余金)	(532,287,600)
投資有価証券	80,000,000	事業積立金	70,000,000
出資金	150,000	施設整備積立金	100,000,000
保証金	10,708,831	繰越利益剰余金	362,287,600
資産合計	2,317,588,013	純資産合計	1,453,998,820
		負債・純資産合計	2,317,588,013

表－ 2

損 益 計 算 書

自 平成24年 4月 1日
至 平成25年 3月31日

(単位：円)

科目	金額	
【 売 上 高 】		
駅 構 内 店 舗 収 益		
商 品 売 上	725,867,581	
市 民 共 済 会 売 上	293,812,630	
そ の 他 駅 構 内 店 舗 収 益	209,572,596	
独 自 事 業 収 益		
広 告 売 上	187,491,399	
広 告 整 備 収 益	24,351,198	
保 険 代 理 店 収 益	27,185,655	
不 動 産 管 理 収 益	142,569,838	
乗 車 券 販 売 手 数 料 収 益		
回 数 券 等 手 数 料 収 益	21,657,079	
I C カ ー ド 収 益		
報 奨 金 等 収 益	135,845,923	
受 託 事 業 収 益		
地 下 鉄 駅 運 輸 収 益	201,027,894	
遺 留 品 取 扱 収 益	133,538,246	
そ の 他 運 輸 収 益	14,463,800	
調 査 技 術 収 益	124,996,853	
電 気 整 備 収 益	283,589,500	
車 両 整 備 収 益	102,380,495	
施 設 整 備 収 益	43,180,000	
定 期 券 発 売 業 務 収 益	412,650,656	
案 内 サ ー ビ ス 業 務 収 益	71,313,227	3,155,494,570
【 売 上 原 価 】		
駅 構 内 店 舗 原 価		
期 首 商 品 棚 卸 高	109,459,652	
当 期 商 品 仕 入 高	474,950,517	
期 末 商 品 棚 卸 高	0	
市 民 共 済 会 原 価	285,734,214	
独 自 事 業 原 価		
広 告 売 上 原 価	132,494,698	
販 売 原 価		
直 接 人 件 費	1,138,177,472	
委 託 費	332,067,993	
そ の 他 原 価	313,861,410	2,786,745,956
売 上 総 利 益 金 額		368,748,614
【 一 般 管 理 費 】		332,866,105
営 業 利 益 金 額		35,882,509
【 営 業 外 収 益 】		
受 取 利 息	1,136,511	
雑 収 入	4,292,516	5,429,027
【 営 業 外 費 用 】		
雑 損 失	84,361,225	
寄 付 金	14,595,685	98,956,910
経 常 利 益 金 額		△57,645,374
【 特 別 損 失 】		
固 定 資 産 売 却 損	7,768,370	
固 定 資 産 除 却 損	82,680,845	90,449,215
税 引 前 当 期 純 利 益 額		△148,094,589
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,672,800	
還 付 法 人 税 額	△15,374,700	
法 人 税 等 調 整 額	95,110,168	81,408,268
当 期 純 利 益 金 額		△229,502,857

(2) 監査対象の直近 5 年間の推移と増減理由

ア 主要指標の推移

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
売 上 高	5,879,964	5,433,917	4,709,488	5,494,736	3,155,495
営 業 利 益	196,822	223,236	48,463	56,123	35,883
経 常 利 益	173,908	217,118	46,460	41,357	△57,645
税 引 前 利 益	173,908	217,118	46,460	41,357	△148,095
当 期 純 利 益	150,966	121,189	24,119	15,455	△229,503
営 業 利 益 率	3.3%	4.1%	1.0%	1.0%	1.1%
経 常 利 益 率	3.0%	4.0%	1.0%	0.8%	△1.8%
当 期 純 利 益 率	2.6%	2.2%	0.5%	0.3%	△7.3%

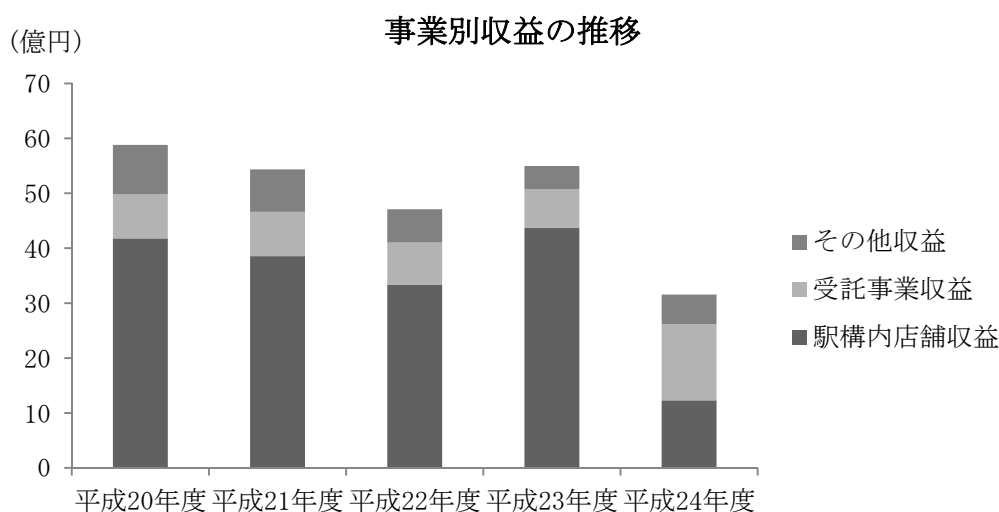
(注) 1 平成24年 4 月 1 日に交通サービス株式会社と合併している。なお、平成23年度までの数値は株式会社大阪メトロサービスのみのものである。

2 表示単位未満の端数は四捨五入

平成24年度において、経常利益及び当期純利益ともに赤字に転落している。これは平成24年度に、流通事業の廃止等に伴い営業外費用として9,896万円、特別損失として9,045万円の固定資産処分にかかる損失を計上している影響である。

なお、平成24年 4 月に交通サービス株式会社を吸収合併し、引き継いだ事業の収益10億9,728万円は売上高を増加させたものの、一方で流通事業の廃止等の影響を受けたため、平成24年度総売上高は前年度に比べ23億4,000万円減少した。

イ 事業別収益の推移



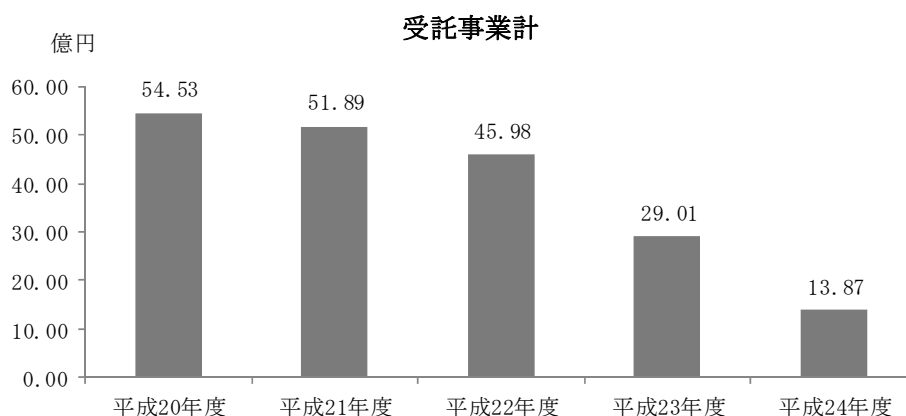
平成24年度において、駅構内店舗（流通事業）収益が大幅に減少している。これは、交通局における業務発注の見直しを受け、本法人の主要収益事業であった駅構内売店等事業について、平成24年 7 月に行

われた公募入札で落札できず、全ての売店を閉鎖することとなった影響である。また、この影響で本法人は平成24年度において流通事業を廃止している。

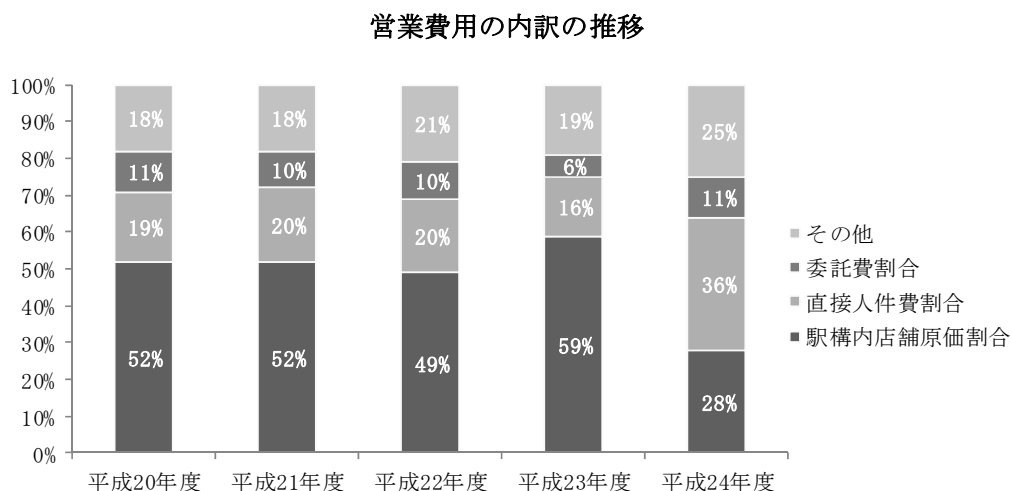
7 事務又は事業等の執行状況の分析

(単位：千円)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
大阪メトロサービス	定期券発売業務収益	614,609	598,826	585,493	584,596	412,651
	案内サービス業務収益	193,032	208,280	179,007	112,746	71,313
旧交通サービス	地下鉄駅運輸収益	517,178	516,713	461,832	463,077	201,028
	遺留品取扱収益	146,581	146,700	146,700	146,866	133,538
	調査技術収益	318,047	309,881	348,088	292,085	124,997
	電気整備収益	2,537,022	2,453,890	1,972,980	880,560	283,590
	車両整備収益	450,059	398,981	370,902	234,241	102,380
	施設整備収益	290,096	226,525	236,064	130,918	43,180
	その他	386,628	328,797	297,240	55,945	14,464
	受託事業計	5,453,250	5,188,593	4,598,307	2,901,034	1,387,141



駅構内店舗（流通事業）収益を除いて考えると、大阪メトロサービスの売上の約7割を受託事業収益が占める。これらの受託事業収益についても、入札化、直営化等の交通局業務発注の見直しを受け、年々受託額が減少している。



平成23年度までは駅構内店舗（流通事業）収入が本法人の収益の大部分を占めていたことから駅構内店舗（流通事業）原価が営業費用のおおむね50パーセントを占めていた。平成24年度においては流通事業撤退の影響により駅構内店舗原価割合が低下している。一方、本法人の主要な事業となった受託事業における直接人件費割合が高いことから本法人全体でも直接人件費割合が増加する結果となった。

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり改善すべき点が認められたので、これらに留意し、事務処理の適正化に一層努力されたい。

1 固定資産の現物管理について改善するよう求めたもの

本法人の経理規程によれば、固定資産管理責任者は、毎会計年度1回以上、固定資産の現物と固定資産台帳の照合（以下「実地棚卸し」という。）を実施しなければならないとされている。

しかしながら、固定資産の実地棚卸しは実施されておらず、また、固定資産の現物には固定資産台帳の資産番号を記載したシール等の貼付がなく、実地棚卸しの実施が実務上困難な状況となっていた。

固定資産の実地棚卸しが実施されないことにより、不正に流用された場合の発見が遅くなるといったリスクがある。また、固定資産の除却についての会計処理は、各部署からの報告に基づき庶務課で行うこととされているため、実地棚卸しが実施されていない現状では各部署からの除却報告が失念された場合に、固定資産除却処理の漏れが見過ごされてしまうリスクがある。

固定資産台帳上に付されている資産番号を記載したシールを対応する資産に貼付する等により、現物と資産台帳との整合性を明確にしたうえで、同規程に従い実地棚卸しを実施するよう改善されたい。

2 経理事務について

(1) 本法人に帰属しない入出金の処理について改善を求めたもの

本法人に帰属しない入出金取引の会計処理については収益や費用として計上せず、預り金または立替金として計上すべきである。

しかしながら、本法人の損益として計上すべきではないカードの製作費に関連する現金の入出金取引について、収益及び費用として計上していたため、損益計算書において適正な決算額の表示となっていなかった（平成23年度決算：46万円の収益過小計上、平成24年度決算：63万円の収益過大計上）。当該担当部門であるICカード課及び経理担当部門である庶務課において、チェック体制が十分に機能していなかったため生じた誤りである。

本法人の収益・費用とすべきでない入出金取引については、立替金または預り金等の流動科目で処理し、消し込みを行うよう改善されたい。

(2) 収益の計上時期を改善するよう求めたもの

企業会計原則によれば、売上高などの収益は発生主義の原則に従い、商品等の販売または役務の給付によって実現したものを計上することとされている。

しかしながら、平成25年3月21日から同年9月20日までの広告契約について同年3月（平成24年度）に契約金額の全額（365万円）を売上高として計上していた。

一方で、本法人が所有している債券の利払日の翌日から決算期末日までに係る利息（27万円）について収益として計上していなかった。この誤りは、担当部門における理解不足等により生じたものである。

各事業年度における損益が正しく計算されるよう、発生主義に基づき、収益を計上するよう改善されたい。

(3) 固定資産除却損等の会計処理について改善するよう求めたもの

企業会計原則注解によれば、金額の僅少なものは每期経常的に発生するものを除き固定資産除却損等は、営業外費用ではなく特別損失として計上することとされている。

しかしながら、本法人では平成24年度において流通事業の廃止に伴い無償で交通局へ寄付した固定資産譲渡損を寄附金として、地下鉄設備整備事業の廃止に伴う固定資産除却損を雑損失として会計処理し、共に営業外費用として計上していた。

これは本法人の認識誤りによるものであるが、このように臨時的な損失である固定資産除却損等を営業外費用として計上することで、計算書類で計上される経常利益が本法人の経営成績が適正に表示されないリスクがある。

今後、金額の僅少なものは每期経常的に発生するものを除き、固定資産除却損等は特別損失として計上するよう改善されたい。

(4) 勘定科目の適用について改善するよう求めたもの

金融庁作成の財務諸表等規則ガイドラインによれば、買掛金は、仕入先との間の通常の取引に基づいて発生した営業上の未払金をいい、役務の受入による営業上の未払金を含むものとされている。

しかしながら、本法人では、交通局からの受託事業である定期券発売業務において、定期券等の購入者から収受し交通局に支払うために一時的に預かっている現金を買掛金として計上していた。これは経理担当部門である、庶務課における会計処理の理解不足によるものである。

定期券等の購入者から一時的に預かっている現金については預り金勘定で計上するよう改善されたい。

3 現金等管理について

(1) 小口現金の精算について改善するよう求めたもの

本法人の経理規程によれば、手持ち現金は毎月末日において証拠書類を添えて精算するものとし、庶務課へすみやかに小口現金出納簿兼精算書を提出しなければならないとされている。

しかしながら、ＩＣカード課においては月１万円弱程度の小口現金の使用額であるのに対し、規程で定められている小口現金の保有残高５万円と余裕があることから、毎月末日での精算は行わず残高が少なくなった時点で精算しており、規程に沿った運用がなされていなかった。

規程に沿った精算がなされないと不正な現金流用のリスクが高まるので保有金額の精査を行い、減額等の措置を行うとともに手持現金の精算を毎月実施するよう改善されたい。

(2) 小口現金の実査について改善するよう求めたもの

本法人の経理規程によれば、出納責任者は、現金については、毎日現金出納終了後その残高を関係帳簿と照合しなければならないとされている。また、現金の実査結果については上席者も承認を行い、複数者での確認を実施することが必要である。

しかしながら、出納責任者は各課が保有する小口現金について照合を行っておらず、また、各課の出納担当者が残高を照合しているものの、上席者による承認の証跡がなかった。これは経理規程において出納責任者による残高照合にかかる取り決めがあるものの、規程に沿った運用がなされていなかったこと、また、上席者など複数の者による確認が必要である旨の取り決めおよび認識がなかったことが原因と考えられる。

出納担当者以外の者による牽制が実施されない場合、不正な現金の流用が生じるリスクが増大する。また、違算等が生じた場合において、その発見が遅れ、原因究明ができなくなる可能性がある。

出納担当者による現金実査を日々行うと共に、上席者による実査結果の承認を実施するよう改善されたい。

(3) 有価物の管理方法について改善するよう求めたもの

切手、収入印紙、回数カード及びレインボーカードは、換金性のある有価物であることから、厳格な管理が求められるので全社統一的な様式の管理台帳を作成し、定期的な現物と管理台帳との照合及び受け払い時の適切な管理を行うことが望ましい。

しかしながら、本法人の有価物の管理状況を確認したところ、切手及び収入印紙の管理台帳で、承認者欄への押印がないものが見受けられた。

また、各部で保有する回数カード及びレインボーカードの管理台帳について様式が異なっており、使用者が確認できないものや、返却の確認が行える様式になっていないなど統一的な運用がなされていなかった。

さらに、広告営業課において、レインボーカードが長期間使用中となっているものがあり、これらについて現物の確認を行ったところ、一部のカードについては使用後に破棄したとのことであり、現物の確認が出

来なかった。

これらは、各有価物について適切な管理体制が構築されておらず現物の確認が定期的に行われていないことが原因であり、長期間に渡って持ち出しがなされると現物の紛失や不正利用が行われるリスクが高まる。

有価物の管理台帳の様式の統一化を図り、現物と管理台帳との照合を適宜行い、定期的に上席者による承認を行うといった管理方法について規程等を整備するとともに、適切な運用を行うよう改善されたい。

4 契約事務手続について規程等を整備するよう求めたもの等

【本法人及び交通局に対して】

交通局発注の遺留品取扱業務委託仕様書によれば、「受注者は、委託業務を実施するための委託業務実施計画書を作成し、発注者に提出してその承認を受けなければならない。」とされている。また、駅業務一部委託仕様書にも同様の取り決めがある。

しかしながら、本法人では契約に基づき交通局に同実施計画書を提出する際、遺留品取扱業務委託は契約金額 1 億3,354万円、駅業務一部委託は契約金額 2 億103万円と高額な受託案件であるにもかかわらず、社内稟議を経ていなかった。

本法人にとって重要な事項については必ず役員等の承認を得るよう契約事務手続等について規程等を整備し、適切な事務処理を行うよう改善されたい。

一方、契約の相手方である交通局鉄道事業本部運輸部管理課においては、本法人から実施計画書を受け取るものの、いずれの契約についても書面等による承認を行っていないかった。

実施計画書の内容の確認が行われていなかった場合、不十分な計画に基づいて委託業務が遂行されてしまうリスクがある。また、承認が口頭で行われていた場合、発注者である交通局において実施計画の内容の検討が適切に行われたかどうか、適切な権限者の承認が行われたかどうかを事後的に検証することができないので、委託業務実施計画書の承認は書面等で行うよう改善されたい。

5 給与の計算及び支払事務の実施担当者の区分について改善するよう求めたもの

不正及び誤謬^{ごびゅう}を防止するために、給与計算と給与支払事務は別の者によって実施されるべきである。

しかしながら、本法人では、給与計算システムのマスタ管理、給与計算及び銀行への給与振込データの送信について、全て同一の庶務課人事担当者が実施していた。

これは、給与計算及び給与支払事務の権限の分離に関する問題意識の低さ及び業務の簡便性を優先したことによったものである。現状では、給与

計算および給与支払事務において、不正又は誤謬が発生した場合、それを発見できない又は発見が遅れるリスクがある。

庶務課人事担当者が給与計算を行った後、庶務課経理担当者が支払事務を行ったうえで決裁済みの給与計算結果と支払額の一致を確かめるなど、給与計算事務および給与支払事務の実施担当者を明確に分離されるよう改善されたい。

6 情報システムについて

(1) 情報システムによる情報管理について改善するよう求めたもの

本法人の情報管理規程によれば、重要性に応じた情報の区分を設け、管理を実施しなければならないとされており、また、ウィルス駆除結果をネットワーク管理者へ報告しなければならないとされている。

しかしながら、本法人では重要性に応じた情報の区分を設けておらず、また、ウィルス駆除結果をネットワーク管理者へ報告していなかった。ネットワーク管理者が、ウィルス駆除結果から得られる情報をもとに必要な措置を採らなければ適切な情報管理ができず、情報漏えい等が発生するリスクがある。

情報を設定した区分に分類し、それに従った情報管理を行うか、実行不可能ならば、本市関係部局と協議を行い、実行できるレベルに情報管理規程を修正し、それに従った情報管理を行うよう改善されたい。また、ネットワーク管理者へウィルス駆除結果を報告するよう改善されたい。

(2) システム利用権限の付与及び削除に係る承認について改善するよう求めたもの

情報システムにおける利用権限の付与及び削除については、その状況を上席者が確認しなければ、不要な権限を有するIDが存在し、濫用されるおそれがあるので、システム利用権限の付与及び削除を行う場合においては、上席者による承認を行うことが望ましい。

しかしながら、会計サーバ等の主要な業務システムの多くを管理する経営企画部庶務課では、システム利用権限の付与及び削除を行う場合に、上席者の承認が行われていなかった。

本市関係部局と協議を行ったうえで、規程等を整備するとともに適切な運用を行うよう改善されたい。

7 適切な経理事務等の執行について改善するよう求めたもの

【本法人及び交通局に対して】

前述の指摘にあるように、本法人は基本的な経理事務処理等が適切に行われていない状況にあったが、前回監査（平成21年 5 月20日報告監21の第18号〔株式会社大阪メトロサービス〕及び平成24年 1 月23日報告監24の第3号〔交通サービス株式会社〕）において同様の指摘及び意見を付しており、法人及び交通局においては、その後の措置状況報告にて措置及び検討

するとの報告がなされているにもかかわらず、今回の監査結果に至ったことについて猛省を求める。

現在、本市交通事業は民営化が検討されており、民営化の際には本法人は子会社化され、連結決算の対象となる可能性が高く、その場合、上記のような状況では連結計算書類の適正性が確保されないリスクがある。

本法人においては、専門家による指導のもと、経理事務をはじめとする事務の執行体制の強化を図るとともに、交通局においても本法人の指導・監督が適切に行える体制を整備されるよう改善されたい。

(意見)

1 資金計画について

本法人の平成25年度における資金計画を確認したところ、当該資金計画は年度予算に減価償却費、引当金、固定資産除却損等の資金収支を伴わない損益項目の調整を加えたのみの不十分なものであり、今後本法人において必要となる資金や現在の余剰資金の状況について完全に把握できるものとはなっていなかった。また、月単位での収支計画なども策定されていなかった。

今後は店舗運営等、流通事業への進出といった新規事業展開にかかる資金支出等による資金残高の減少が予想されることから、このように資金計画の策定が不十分な状況が続けば、今後必要な資金の確保に支障をきたすリスクがある。また、資金の運用が非効率になり収益獲得の機会を損なうリスクもある。

月単位での収支計画など適切な資金計画を策定することで、的確な資金状況を把握するよう検討されたい。

2 本法人の運営について

本法人は、市営交通における駅売店や各種乗車券類の発売等の各種事業を、交通局からの受託を中心に行ってきた。

しかしながら、交通局業務発注の見直しを受け、本法人の主要収益事業であった駅売店事業等については、平成24年7月に行われた公募入札で落札できず、同月末をもって全ての売店を閉鎖することとなり、この影響で本法人は平成24年度に流通事業を廃止し、同事業の売上高は31億5,500万円となり、前年度売上高54億9,500万円から23億4,000万円の大幅な減少となった。これに伴い職員数の削減等の対応を行っているが、上述の自主事業の他にも交通局業務発注の見直しを受け、平成24年度以降、交通局からの受託事業が減少するなどにより、交通局からの他の受託事業の継続についても不透明な状況となっており、本法人の経営環境は楽観できるものではない。

本法人においては、平成25年9月に「経営改革計画」（素案）を策定し、日常的に徹底した部門別事業管理を行うことを計画しているが、今後、自

主事業収益の比率を高め、収益構造の改革による経営基盤の強化に努められたい。

(行政委員会事務局監査部監査課)

公 告

大阪市公告第58号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年 5 月 2 日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号

大阪市役所 2 階

大阪市こども青少年局企画部経理課（経理・調達）

電話：06-6208-8177

2 入札に付すべき事項

売払物品	中古アップライトピアノ 4 台
------	-----------------

3 下見の日時及び場所

下見の日時	下 見 の 場 所
平成26年 5 月26日（月） 午後 4 時～午後 5 時30分	大阪市立松通東保育所 大阪市西成区松 1-5-23
平成26年 5 月27日（火） 午前 9 時15分～午前11時15分	大阪市立橋保育所 大阪市西成区橋 3-1-19
平成26年 5 月27日（火） 午後 4 時～午後 5 時30分	大阪市立田辺東保育所 大阪市東住吉区東田辺 3-16-5

4 入札参加資格

- (1) 平成24・25年度の物品売払入札参加承認を受けていること。
承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成26年 5 月23日までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 に該当しない者であること
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当していないこと

と

5 入札参加申込の受付

- (1) 受付期間 本公告の日から平成26年 5 月23日（金）まで
受付時間帯については、午前10時～午後 5 時までとする。
- (2) 受付場所 前記 1 に同じ
- (3) 資格審査 受付時に 4 (1)に定める資格を確認するので、物品売払入
札参加承認証（原本）を持参すること

6 入札書の交付

前記 5 に定める受け付けを行い、入札参加資格を有していることを確認できた者に対して入札書（物品買受申込書）を前記 1 にて交付する。

7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、前記 1 においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

大阪市ホームページまたは前記 1 に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

落札者は契約金額の10分の 1 以上を入札日翌開庁日までに納付すること。

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合は契約保証金を免除する。

11 入札執行場所

大阪市役所 2 階 第 1 共通会議室

12 入札執行日時

平成26年 5 月30日（金） 午前10時

13 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

14 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第 1 項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 前記 3 に定める下見において押印する物品買受申込書に主管局立会者の確認印のない入札
- (3) 開札後落札決定までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効とする。

15 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位のものを落札者とする。

16 その他

- (1) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (2) 落札者は、契約締結までに大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、そのものに係る入札は無効とする。
- (3) 前記10に定める契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第32条第3項に該当するものとし、落札の決定を無効とする。

17 問合せ先

(売払物品に関する問合せ先)

こども青少年局保育施策部保育所運営課 電話06－6208－8133

(入札・契約に関する問合せ先)

こども青少年局企画部経理課（経理・調達） 電話06－6208－8177

（こども青少年局企画部経理課）

大阪市公告第59号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年 5 月 2 日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒545－8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

あべのルシアス13階

大阪市環境局総務部総務課

電話 06－6630－3127

2 入札に付すべき事項

売払物品名	数量
古油（舞洲工場）	約5000リットル

3 下見日時及び場所

下見場所	保管場所	下見日時
舞洲工場	此花区北港白津 1 - 2 - 48	平成26年 5 月 21 日（水） 午後 2 時～午後 3 時 （自由参加）

4 入札参加に要する書類

- (1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者及び破産者

で復権を得ない者でない旨の誓約書（本市交付）

- (2) 大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループの発行する平成24・25年度物品売払入札参加承認証の写し

※ 平成24・25年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成24・25年度申請書」からダウンロードすること

5 入札用紙の交付期限

本公告の日から平成26年 5 月20日（火）午後 5 時30分まで

6 入札説明書の交付場所等

上記 1 及び大阪市ホームページからダウンロード可

(http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/21-Curr.html)

7 入札保証金

免除

8 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること。

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

9 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行の日時

平成26年 5 月22日（木）午前10時

- (2) 入札執行の場所

あべのルシアスビル12階 大阪市環境局入札室

10 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

11 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第 1 項各号のいずれかに該当する入札

- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札

12 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

13 その他

- (1) 契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排

除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

14 問い合わせ先

(売払物品に関する問い合わせ先)

環境局施設部舞洲工場

電話06-6463-4153

(入札・契約に関する問い合わせ先)

環境局総務部総務課

電話06-6630-3127

(環境局総務部総務課)

大阪市公告第60号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年 5 月 2 日

大阪市長 橋 下 徹

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番10号

A T Cビル I T M棟 6 階

大阪市建設局総務部経理課

電話06-6615-7540

2 入札に付すべき事項

物件番号	売払物品	数量
①	大宮ほか 1 自転車保管所古自転車等 - 4	2 山
②	南港ほか 3 自転車保管所古自転車等 - 4	4 山

3 下見日時及び保管場所

	下見日時		保管場所	所在地
①	平成26年 5月21日 (水)	午前10時から 午後5時まで	大宮自転車保管所	旭区大宮 1 丁目 1 番32号
			長吉北自転車保管所	平野区長吉出戸 8 丁目 3 番先
②	平成26年 5月21日 (水)	午前10時から 午後5時まで	南港自転車保管所	住之江区南港東 5 丁目 3 番41号
			西島自転車保管所	西淀川区西島 1 丁目 2 番付近
			新木津川大橋自転車 保管所	住之江区柴谷 1 丁目 2 番付近
			南港東自転車保管所	住之江区南港東 2 丁目 4 番付近

※下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局管理部自転車対策課

電話 06-6615-6684

F A X 06-6615-6577

4 入札参加資格

- (1) 平成24・25年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成26年 5 月 20 日（火）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

※ 平成24・25年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成24・25年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

※ エ、オについては、発行後 3 ヶ月以内のもの

- (2) 古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 本公告の日から平成26年 5 月 20 日（火）午後 5 時30分までの本市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時30分まで（午後 0 時15分から午後 1 時までを除く。）

- (2) 受付場所 上記 1 に同じ

6 入札参加資格の審査等

- (1) 5 の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4 にある承認証等を確認することによるので、持参すること

- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、17(2)にある本人確認書類を必ず持参すること

7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上

記 1 においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記 1 に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付すること。

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 入札執行場所

A T C ビル I T M 棟 6 階 大阪市建設局入札室

12 入札執行日時

① 平成26年 5 月 22 日（木）午前10時

② 平成26年 5 月 22 日（木）午前10時30分

13 入札の方法

- (1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

※ 消費税率は 8 % で計算すること

- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

14 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第 1 項各号のいずれかに該当する入札

（注 1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が入札日当日中に契約保証金を納付したことを証する書類（契約代金納付期限が入札日当日の場合は契約代金を納付したことを証する書類）を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

17 契約の決定、決定の無効

- (1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第 2 項に該当するとして、契約の締結は行わない。

(2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア 下記書類を 1 点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書、在留カード

イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

18 その他

(1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

また、契約代金を代金納付期限までに納付しなかった場合は、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続きを怠ったとして落札の決定を無効とし、次順位の者と契約締結の手続きを行うものとする。

(2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(4) 落札者が、契約代金を代金納付期限までに納付しなかった場合、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続きを怠ったとみなして、落札の決定を無効とし、次順位の者と契約締結を行うものとする。

（建設局総務部経理課）

大阪市（消）公告第4号

次の消防公務之証は、亡失した旨の届出があったので、亡失した日から無効とする。

平成26年 5 月 2 日

大阪市消防長 打明 茂樹

証票番号	職 種	氏 名	発行年月日	亡失年月日
9138197	消防司令	坂上 昇	平21. 4. 1	平26. 4. 16

(消防局総務部人事課)

大阪市交通局公告第5号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成26年 5 月 2 日

大阪市交通局長 藤本 昌信

1 契約担当

〒550-8552 大阪市西区九条南 1 丁目12番62号 大阪市交通局庁舎 3 階
 大阪市交通局経営管理本部調達部調達課
 電話 06-6585-6251

2 入札に付すべき事項

物件番号	売 払 物 品	数 量
①	各種鉄くず	2 点
②	各種古軌条	1 点
③	各種混合くず	2 点
④	各種被覆銅線	1 点
⑤	各種非鉄金属	1 点
⑥	遺失物（貴重品）	236点
⑦	古新聞ほか（返納倉庫集積分）	2 点
⑧	中古乗合自動車その 1	5 両
⑨	中古乗合自動車その 2	4 両
⑩	中古乗合自動車その 3	9 両
⑪	中古乗合自動車その 4	1 両
⑫	中古乗合自動車その 5	1 両
⑬	使用済作業用自動車（スクラップ）	1 両
⑭	各種古タイヤ	1 式

3 保管場所

物件番号	保管場所	所 在 地
①③～⑤⑬	元港営業所	港区福崎 3 丁目 1 番 81 号
①⑭	井高野営業所	東淀川区井高野 4 丁目 3 番 59 号
①⑭	守口営業所	守口市京阪本通 1 丁目 10 番 23 号
①⑭	元東成営業所	東成区大今里西 3 丁目 2 番 17 号
①	元自動車車両管理事務所	此花区西島 4 丁目 1 番 11 号
①③	緑木車両管理事務所	住之江区緑木 1 丁目 4 番 160 号
①	森之宮車両管理事務所	城東区森之宮 1 丁目 6 番 40 号
①	東吹田検車場	吹田市南正雀 4 丁目 10 番 1 号
①	鶴見検車場	鶴見区浜 1 丁目 2 番 6 号
①	大日検車場	守口市大日町 1 丁目 1 番 1 号
①	中百舌鳥検車場	堺市北区長曽根町 130 番地 7
①②	森之宮保線倉庫	城東区森之宮 1 丁目 6 番 115 号
①②	長居保線倉庫	住吉区长居 1 丁目 1 番 50 号
①②	谷町線北保線区	守口市大日町 1 丁目 1 番 1 号
①②	谷町線南保線区	八尾市若林町 1 丁目 36 番
①②	リニアメトロ保線区	鶴見区浜 1 丁目 2 番 6 号
③	元東深江操車場	東大阪市高井田西 2 丁目 5 番 9 号
⑥	交通局庁舎	西区九条南 1 丁目 12 番 62 号
⑦	返納倉庫	住之江区緑木 1 丁目 4 番 138 号
⑧～⑫⑭	西島営業所	此花区西島 4 丁目 1 番 11 号
⑭	住吉営業所	住吉区万代東 3 丁目 5 番 22 号
⑭	住之江営業所	住之江区新北島 1 丁目 2 番 50 号
⑭	中津営業所	北区中津 6 丁目 9 番 32 号
⑭	鶴町営業所	大正区鶴町 4 丁目 11 番 55 号

4 下見及び案内

(1) 次の日時、場所において物件に関する下見を行う。

平成26年 5 月 16 日（金）から同月 20 日（火）まで（ただし、本市の休日を除く。）

ただし、⑥号物件遺失物（貴重品）の下見は平成26年 5 月20日（火）のみ行う。

物件番号	時 刻	場 所	所 在 地
①～⑭	午前10時から正午及び 午後 1 時から午後 3 時	3 に同じ	3 に同じ

(2) 次の日時、場所において物件に関する案内を行う。

平成26年 5 月20日（火）

物件番号	時 刻	場 所	所 在 地
①～⑭	午前11時説明開始	元港営業所	港区福崎 3 丁目 1 番81号

5 引取期限

物件番号	引 取 期 限
①～⑭	平成26年 6 月20日（金）

6 入札参加資格

(1) 平成24・25年度物品売払入札参加承認を受けていること。

承認を受けていない者は、本市物品売払入札参加申請（以下「参加申請」という。）を契約管財局契約部契約課物品契約グループ（電話 06-4395-7161）において行うこと。ただし、入札執行日の2日前までに契約管財局契約部において参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認書（本紙様式）

※ 平成24・25年度の物品売払入札参加申請要領は、大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内「不用品売払入札等のご案内」→物品売払入札参加申請書「平成24・25年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあつては法人の登記事項証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）

オ 法人にあつては法務局発行の印鑑証明書、個人にあつては市区町村長発行の印鑑証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの、写しは不可）

(2) ⑬号物件「使用済作業用自動車（スクラップ）」に入札する者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第42条第1項に基づく引取業の登録を受けていること

7 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、当該入札に関する問い合わせ先及び契約条項を示す場所 1 に同じ

(2) 入札説明書の交付方法

公示日から平成26年 5 月20日（火）午後 5 時まで無償により交付する。

(ただし、本市の休日を除く。)ただし、大阪市交通局ホームページ(http://www.kotsu.city.osaka.lg.jp/business/contract/choutatsu/huyouhin-uri/110511nyuusatusetumeisyo_yusou.html)を参照のうえ、所定の手続きを行った者には、郵送により交付する。

8 入札保証金

免除。なお、引取期限までに契約を締結しないときは、落札金額(単価契約にあっては、落札金額に予定数量を乗じた額)の100分の3に相当する違約金を徴収する。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を指定期限(入札日当日)までに納付すること。ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

10 入札執行日時

平成26年 5 月21日(水) 午前10時

11 入札執行場所

大阪市交通局庁舎 1 階大会議室(住所は1に同じ)

12 入札の方法

入札書(物品買受申込書)には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、入札書(物品買受申込書)には、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し確認を受けた代理人が記名押印すること。

13 入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者
- (3) 入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

14 入札の無効

大阪市交通局契約規程(昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号)第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

(注) 開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

15 落札者の決定

予定価格以上の最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

16 その他

- (1) 9の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市交通局契約規程第33条第2項に基づき契約手続を怠ったとして、落札者の決定を無効とする。

- (2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。また、契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市交通局契約規程第24条第1項に該当するものとして、その者に係る入札は無効とする。
- (交通局経営管理本部調達部調達課)

大阪市人事委員会公告第5号

大阪市立障害児学校教職員組合（登録番号第5号）から届出のあった登録事項の変更（役員の改選）の件については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第9項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第4条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成26年 5 月 2 日

大 阪 市 人 事 委 員 会
委 員 長 西 村 捷 三

- 1 職員団体登録簿中第5項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり変更した。

理事その他の役員名簿

団体における 役名	所 属 名	職 名	氏 名	住 所
執行委員長	離 籍	組合役員	実森 之生	大阪府貝塚市畠中 2-2-8
副執行委員長	住之江特別支援 学校	教 諭	太田 昌美	大阪市都島区友渕町 1-4-1-705
	聴覚特別支援 学校	寄宿舍 指導員	藤田 幹彦	大阪府吹田市吹東町 20-6
	西淀川特別支援 学校	教 諭	河野 早苗	大阪市都島区内代町 1-2-37-804
書記長	視覚特別支援 学校	教 諭	岡村 聡	大阪市東住吉区杭全 1-10-21-411
書記次長	視覚特別支援 学校	寄宿舍 指導員	横山 公美	大阪府泉佐野市 東佐野台10-13
執行委員	視覚特別支援 学校	教 諭	大島 磨智子	大阪市淀川区西三国 4-10-8-303

	聴覚特別支援 学校	寄宿舎 指導員	朝妻 久雄	大阪府吹田市吹東町 20-28
	難波特別支援 学校	教 諭	田頭 伊織	大阪府吹田市泉町 2-26-1-301
	住之江特別支援 学校	教 諭	杉田 俊之	大阪市鶴見区鶴見 1-7-7-820
	西淀川特別支援 学校	教 諭	久保 知子	大阪府豊中市東泉丘 3-4-B-307
	平野特別支援 学校	事務職員	上村 康夫	大阪府富田林市向陽台 2-15-11
	長谷川羽曳野 学園	寄宿舎 指導員	井原 規夫	大阪府岸和田市大町 4-1-4
会計監査	聴覚特別支援 学校	実習助手	有賀 千香子	大阪市阿倍野区昭和町 4-11-4
	思斉特別支援 学校	教 諭	中務 伸治	大阪市東淀川区柴島 3-2-14-205

2 登録年月日

平成26年 4 月 23 日

(行政委員会事務局任用調査部調査課)

大阪市人事委員会公告第 6 号

大阪市教職員組合（登録番号第 6 号）から届出のあった登録事項の変更（役員の改選）の件については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第 9 項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第 4 条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第 6 条第 3 項の規定に基づき公告する。

平成26年 5 月 2 日

大 阪 市 人 事 委 員 会
委 員 長 西 村 捷 三

1 職員団体登録簿中第 5 項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり変更した。

理事その他の役員名簿

団体における 役名	所 属 名	職 名	氏 名	住 所
執行委員長	東中浜小学校	教 諭	稲田 幸良	大阪府大東市赤井 3-12-16
副執行委員長	晴明丘小学校	指導教諭	白木原 雄	奈良県生駒郡安堵町安堵 23-18
	三稜中学校	教 諭	岡本 共右	大阪市住之江区粉浜 3-7-11-302
書記長	木津中学校	首 席	松岡 誠	大阪府松原市田井城 6-318-11
書記次長	新北野中学校	教 諭	西尾 充司	大阪府池田市栄町 8-10-804
	高松小学校	学 校 事務職員	橋田 寛人	大阪市城東区森之宮 2-8-205
執行委員	平野南小学校	教 諭	田辺 秀作	大阪市東住吉区西今川 2-17-20
	茨田北小学校	栄養教諭	西野 亜希	大阪市中央区玉造 2-25-2-402
	平野小学校	養護教諭	川崎 純代	大阪市東住吉区北田辺 1-10-7
	姫里小学校	教 諭	花立 和代	兵庫県尼崎市浜 2-20-33-704
	港晴小学校	教 諭	川口 昌子	大阪府吹田市泉町 3-3-5
	旭東中学校	教 諭	大越 正吾	大阪市東淀川区東淡路 5-12-4
	住吉中学校	教 諭	三谷 和義	大阪市淀川区木川西 2-3-3-902
	都島中学校	学 校 事務職員	辻本 弘	京都府向日市森本町 下森本24-69
	北稜中学校	指導教諭	中 敏之	兵庫県尼崎市上坂部 3-23-5
	築港小学校	教 諭	岡本 修	大阪市住吉区万代 6-14-12-106
会計監査	大領小学校	教 諭	山田 さつき	大阪市住吉区苅田 3-17-18-408
	晴明丘小学校	教 諭	小田島 弥	大阪市東住吉区北田辺 4-27-5-406

	放出中学校	教 諭	芦 田 雅弘	大阪府東大阪市鴻池町 2-3-7-502
	新豊崎中学校	教 諭	中 島 伸和	兵庫県尼崎市大庄西町 1-22-20
	天下茶屋幼稚園	教 諭	園 田 育代	大阪府豊中市曾根東町 1-2-14-207
専任執行委員	大阪ビジネス フロンティア 高等学校	学 校 事務職員	高 月 旭	兵庫県尼崎市築地 5-8-13
	学校経営管理 センター	学 校 事務職員	内 田 優子	大阪府東大阪市新庄 3-8-15
	学校経営管理 センター	学 校 事務職員	三 橋 陽太	大阪市平野区瓜破西 1-16-30-105
	離籍	組合職員	楠 本 匡	大阪府豊中市刀根山 4-4-20-320
	常盤小学校	学 校 事務職員	四 牟 田 修三	大阪府藤井寺市青山 1-15-18

2 登録年月日
平成26年 4 月 23 日

(行政委員会事務局任用調査部調査課)

大阪市人事委員会公告第 7 号

大阪市学校園教職員組合（登録番号第15号）から届出のあった登録事項の変更（役員の改選）の件については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第9項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第4条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成26年 5 月 2 日

大 阪 市 人 事 委 員 会
委 員 長 西 村 捷 三

1 職員団体登録簿中第5項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり変更した。

理事その他の役員名簿(大阪市学校園教職員組合)

団体における 役名	所 属 名	職 名	氏 名	住 所
執行委員長	巽中学校	教 諭	宮城 登	大阪市天王寺区勝山 4-11-16-1203
副執行委員長	学校経営管理 センター	事務職員	前垣 泉	大阪市平野区西脇 3-5-3
	長吉出戸小学校	教 諭	久家 環	大阪市住吉区大領 1-1-2
書記長	茨田小学校	教 諭	舩田佳代子	奈良県奈良市富雄北 1-15-29-3
書記次長	喜連北小学校	教 諭	竹下 哲生	大阪府羽曳野市 476-27
	巽南小学校	教 諭	今上あゆみ	大阪府堺市西区鳳北町 5-239-8
会計委員	三先小学校	栄養教諭	城 寿美香	大阪市大正区三軒家東 2-12-69-711
	榎並小学校	教 諭	馬場 史章	大阪市天王寺区大道 3-5-10-701
執行委員	日東幼稚園	教 諭	甲 由利子	大阪府堺市堺区北清水町 3-3-21
	東中本小学校	教 諭	松下真理子	大阪府交野市藤が尾 6-15-26
	西三国小学校	教 諭	大中 重範	大阪府吹田市江坂町 4-13-505
	瓜破西中学校	事務職員	松宮 久美	大阪市平野区平野元町 8-15-401
	鯉江中学校	教 諭	諫早 健義	京都府京田辺市 草内一ノ坪 2-3-303
	島屋小学校	教 諭	田中 幸恵	大阪市福島区吉野 3-15-15-901
会計監査	出来島小学校	教 諭	中野 晴之	大阪市東淀川区豊里 7-6-10-602
	天下茶屋小学校	教 諭	片本 宏茂	大阪市阿倍野区播磨町 1-3-33
	東都島小学校	教 諭	市本ひとみ	大阪市城東区関目 2-3-26-W1502
特別執行委員	小松小学校	教 諭	小林 優	大阪市東淀川区菅原 2-3-38

2 登録年月日
平成26年 4 月23日

(行政委員会事務局任用調査部調査課)

大阪市人事委員会公告第 8 号

大阪市教職員組合（登録番号第 6 号）について、職員団体登録簿中第 6 項における専従休職を与えられている者の氏名を次のとおり登録したので、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第 6 条第 3 項の規定に基づき公告する。

平成26年 5 月 2 日

大 阪 市 人 事 委 員 会
委 員 長 西 村 捷 三

1 職員団体登録簿中第 6 項における専従休職を与えられている者の氏名を次のとおり登録した。

専従休職者名簿

職員団体名	登録番号	氏名
大阪市教職員組合	6	白木原 雄
		松岡 誠
		橋田 寛人
		四牟田 修三

2 登録年月日
平成26年 4 月23日

(行政委員会事務局任用調査部調査課)

達

達第33号

大阪市財産運用委員会規程（昭和44年達第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 4 月18日

大阪市長 橋 下 徹

第 3 条第 3 項中「、委員長の指名する市民局理事」を削り、「市民局ダイバーシティ推進室長」を「市民局総務部長」に改め、同条第 4 項中「財政局長、契約管財局長、都市計画局長及び市民局理事」を「市民局長、財政局長、契約管財局長及び都市計画局長」に改める。

別表中「政策企画室秘書部総務担当課長」を「政策企画室秘書部秘書担当課長」に、「経済戦略局総務部総務課長」を「経済戦略局総務部資産活用担当課長」に、「市民局市民部総務課長、市民局ダイバーシティ推進室財産活用担当課長」を「市民局総務部総務課長、市民局総務部財産活用担当課長」に、「病院局企画部契約管財担当課長」を「病院局企画部会計担当課長」に改める。

附 則

この改正規程は、令達の日から施行する。

(平26. 4. 18揭示済)



達第34号

区長会議設置規程（平成25年達第37号）の一部を次のように改正する。

平成26年 4 月18日

大阪市長 橋 下 徹

別表安全・環境・防災部会の項中「事項」を「事項（市民局が所管する事項のうち、区政運営の支援（区役所の業務改革に関するものを除く。）を除く。）」に改める。

附 則

この改正規程は、令達の日から施行する。

(平26. 4. 18揭示済)